

医療費控除は領収書の提出が不要に

医療費の領収書は添付不要になりました

【現行】一年分の医療費に関する領収書を添付し、封筒に明細を記入する

昨年分まで確定申告で医療費控除を受けるには、一年分の医療費に関する領収書を集めて集計し、医療費控除の封筒に明細等を記入し、集めた領収書はすべて確定申告書に添付する必要があります。

【改正後】医療費控除の明細書のみ添付し、領収書の添付は不要

一年分領収書を集め、集計しなければならぬのは変わりませんが、申告書への領収書添付は不要となりました。そのかわり、今まで封筒に書いていたような明細を新様式に書き、その書類のみを提出することとなりました。提出しない領収書は、廃棄してよいわけではなく、自宅で5年間の保存が義務づけられています

※従来通りの、一年分の病院費等の医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制は選択できません

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を送付する場合は、右記の(1)～(4)を記入します。
※医療費通知が送付される医療費の額を通知する書類で、所定の事項が記載されたものを用います。
(※) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	(4) (3)の(1)～(3)の差額
円 〇	円 〇	円 〇	円 〇

2 医療費(上記1以外)の明細
「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記載したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 医療費補助	円	円
2の合計			円	円

3 控除額の計算

支払った医療費(1)の合計	円 A	<input type="checkbox"/> (申告書第一表の「所得」から差し引かれる金額)に関する事項、(B)の控除額を記載します。 <input type="checkbox"/> (申告書第一表の「所得」の合計額)の合計額を記載します。 <small>(注) 2の欄には、それぞれの区分を記載します。 「医療費控除」の枠に、「特別控除」の枠に、それぞれ記載します。 「特別控除」の枠には、申告書第一表の「所得」から差し引かれる金額の「4級控除」を除いた残りの金額を記載します。</small>
保険金などで補填される金額(2)	円 B	
差引控除(A-B)	円 C	
所得金額の合計額(3)	円 D	
D × 0.05	円 E	
D - 10万円のいずれか少ない方の金額(4)	円 F	
医療費控除額(5)(F-E)	円 G	

商工会のホームページは、その他各種情報がご覧いただけます。アドレスは <http://www.shokonet.or.jp/yamakita>

配偶者(特別)控除が改正されました

いわゆる『103万円の壁』が変わります

平成30年から、配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。高齢化が進み労働力不足が叫ばれる昨今、女性の労働参加はこれからの社会を成り立たせていくうえで欠かせません。時代が変わり女性の生活も変わりゆく中で、専業主婦になるかごく短時間の労働に調整しなければ受けることの出来なかった配偶者控除が改正になるのは、女性が働き方を見直すきっかけになるのではと期待されています。

今回の改正の中で抑えるべきポイントは2つです

- ① **配偶者の年収要件が引き上げられたので、適用範囲が拡大した**
今までの配偶者控除と同じ控除額を受けられる年収要件が、103万円から150万円に引き上げられ、配偶者特別控除まで含めれば配偶者の年収が201万円まではいくらかの控除額を適用することができます。
- ② **配偶者控除を受ける納税者の年収要件が追加されたので、高所得者は控除額が減少または全く受けられなくなる**
今までは、配偶者特別控除を受ける場合に、納税者の年収が1,000万円を超えていないことが要件でしたが、今回から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除を受けるにも、納税者の年収に要件が追加されました。年収により段階的に控除額が減っていき、合計所得金額が1,000万円をこえると完全に配偶者特別控除が受けられなくなります。

従業員との話し合いや規定の確認などが重要です

これからの配偶者(特別)控除において、今までと同じ控除額を受けるには、年収を150万円までに抑えればよくなります。パート・アルバイト従業員の中には、働く時間を増やしたい方もいるかもしれませんが、しかし、所得税法では150万円を意識すればよくなりましたが、社会保険の分野においては、年収が130万円を超えた場合に配偶者等の扶養から外れてしまう要件が残っています。そのため、各種扶養等の現状維持を希望する従業員の次の『壁』は130万円ということになります。

また、扶養手当や家族手当を支給している事業所においては、手当の支給要件において所得税法の扶養判定を参考にしている場合があるので確認してみてください。『壁』は150万円になりましたが、配偶者控除自体は変わらず年収103万円が上限なので、配偶者控除の対象か否かによって手当の支給の有無が変わるのみならば、今までと変更はありません。今一度、自社の規定を再確認しておくとう安心かもしれません。

さらに、年収要件が緩くなったからと働く時間をむやみに増やしてしまうと、今度は会社を通して従業員を社会保険に加入させなければならなくなります。そうすると、保険料の半額を会社が負担するので、思いがけず負担が増えてしまいます。

事業主として、これからの働き方の選択肢について従業員に説明できるだけの準備が必要です。従業員との話し合いの前に詳細等確認したいことがございましたら、商工会までお問い合わせください。

あなたも家族もまると守る! 頼れる補償の
商工会の福祉共済 全国商工会会員福祉共済

トータル「がん」補償

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

共済(補償)期間 2017年11月1日午後4時から2018年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2018年11月1日午後4時まで

ご加入できる方 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会連合会の役員員とその家族
※ただし、2017年11月1日時点での満年齢が6歳以上74歳以下の方に限ります。(最終加入は満80歳まで)
【家族】とは、①配偶者、②父母、子 ③同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ④配偶者の父母をいいます。

告知に問題のある方には、**がんのみを補償するシンプル「がん」補償**もありません。

5つの安心

- 1 初期のがんも安心!** 上皮のがん等の初期のがんでも、**診断共済金として、100万円をお支払いします。**
- 2 再発・転移も安心!** 一旦治癒した後、がんが再発したり**診断共済金をお支払いします。**
※支払事由に該当した最終診断確定日からその日を始めて1年以内であるときは、がん診断共済金をお支払いできません。
- 3 入院も安心!** がんの入院はもちろん、**病気・けが入院も、日帰り入院から補償します。**
- 4 手術も安心!** がんの手術はもちろん、**病気・けがで所定の手術を受けられたとき、何度でも補償します。**
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、技術等をお支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。
- 5 先進医療も安心!** 先進医療に係る費用が全額自己負担となる**所定の先進医療を受けられたとき、何度でも補償します。**
通算支払限度はありません。

加入プラン	トータル「がん」プラン	シニアトータル「がん」プラン
加入プラン	満6歳～65歳 (66歳とった場合はシニアトータル「がん」プラン(6,000円)自動的に移行します。)	満66歳～74歳 (継続加入は満80歳まで)
契約年齢		
月払掛金	3,000円	6,000円
がん診断共済金	がんが診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円	
がん手術共済金	手術の種類により 40万円～7.5万円	
がん入院共済金(1日あたり)	10,000円 (1日～無制限)	
病気・けがの手術共済金	重大手術 20万円 、入院中 5万円 、入院以外 2.5万円	
病気・けがの入院共済金(1日あたり)	5,000円 (1日～120日まで)	
放射線治療共済金	5万円	
先進医療共済金	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の半額程度となります。 通算支払限度なし	

※補償内容の詳細はパンフレットを参照してください。